議事録

件	名	令和5年度 第2回 久留米市男女平等推進センター運営委員会
日 時		令和5年12月18日(月)19:00~20:30
場	所	えーるピア久留米 210・211研修室
出席者	委員	堀田委員、末崎委員、矢ヶ部委員、近藤委員、佐藤委員、寺崎委員、 中尾委員、奥山委員、松本委員、樋口委員、伊﨑委員
	事務局	酒井、大場、蓮尾 (男女平等推進センター)
	オブ゙ザ゛ーハ゛ー	水落(男女平等政策課)
欠 席	委 員	永松委員、笠委員
傍耳	徳 者	0名
配布	資料	 ▶ 次第 ■【議事(1)】令和5年度 施設の利用状況(10月末現在) ■【議事(1)】令和5年度 事業実施概要(11月末現在) ■【議事(2)】男女平等推進センター相談事業について

議事内容

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 令和5年度事業報告について
 - ・施設の利用状況(10月末現在)
 - ·事業実施概要(11月末現在)
 - (2) 相談事業の現状について
- 3 その他
- 4 閉会

議事内容

【質疑応答】

議事(1)令和5年度事業報告について

- (委員) 資料に実績の記載がない講座のうち、本日時点で実績がわかるものについて口頭で教えてほしい。
- (事務局 学校を対象としたデート DV 講座など一部の講座については報告書が提出されていないので、正確な数字を把握できていない。その他現時点で数字が把握できているものについては、再確認後報告させていただく。(後刻、口頭にて報告)
- (委員)女性のワードエクセル講座について、実施時間を夜に変更したら参加者が増加したと報告されたが、具体的に何時から何時に変更したのか。
- (事務局) 18時から21時までの時間にした。
- (委員) どの年代の参加者が多いか。
- (事務局) 40代から60代が多いと感じる。
- (委員)参加者はどれくらいの人数まで受け入れているのか。また、(ワード・エクセル講座は) 基礎講座と応用講座があるが、どれぐらいのレベルの知識を基準として分けているのか。
- (事務局)基礎講座については、基本的な操作の習得を目的としており、入力の仕方や簡単な表、グラフの作成が主である。応用講座はエクセルのみ行っており、関数や条件付き書式のやり方等を習得する。また、定員であるがそれぞれ先着10名にしている。これは一人の講師で丁寧に教えるには10名程度が望ましいという意見を尊重したものである。
- (委員) くるめフォーラムについて。以前は9月頃からえーるピア久留米全体に飾り付けがあったが、近年飾り付けが少なく寂しい印象である。対して11月時のパープルリボンキャンペーンの飾り付けはよかった。くるめフォーラムは男女共同参画を市民レベルで考える年1回の重要な催しであるので、来年以降はアピールの仕方を見直してほしい。今年度のくるめフォーラムの展示には農政部が参加しており、大変良かった。これまでの男女平等推進センターと男女平等政策課だけでくるめフォーラムに出展するのではなく、市全体で考えていけるようアピールをお願いしたい。また、調査研究事業について、経過報告がないが進捗を教えてほしい。どのような方が委員か、成果物はあるのかを含めてお願いしたい。
- (事務局) 調査研究事業は現在2つのプロジェクトがある。一つはDV被害者支援システムづくりプロジェクト。こちらはコロナ下で休止し、昨年度まで実施できていない。今年度実施予定であり、委員3名で予定している。単年ではなく3ヵ年で考えている。今年度一回は行う。次に性暴力防止プログラムづくりプロジェクトであるが、昨年度に仮完成という形でプログラムが完成している。今年度は検証のための実施として現在2校の学校と調整している。日程は未定であるが、プログラムを使った講座を学生向けに実施し、委員の意見を集約する。それをもって再度プロジェクトメンバーでプログラムに修正を加えるといった形で考えている。3月までに実施する。なお、構成委員は5名であり、大学教授、医療関係者、スクールカウンセラー等の方々。
- (委 員) 昨年報告いただいた「看護学生と一緒に学ぶ性の講座 (試作)」、このプログラムを実際に 実施するという理解でよいか。
- (事務局) その理解でよい。
- (委員) 実施後の経過を報告するようお願いする。
- (事務局) はい。

- (委員)男性の生き方支援講座について。テーマである男性の育児や家事促進については、良いと感じた。しかしながら、講義の際、ジェンダーギャップ指数で日本の順位が低いが卑屈にならなくてよいとの発言があった。これは看過できない。ジェンダーギャップ指数は日本の順位の低さは女性の非正規雇用率の高さなど、日本の女性の現状を表している。なぜ男性の育児、家事参加が必要なのか。その根底の意識が講師に足りていなかったように感じる。今後、講師選定についてはその辺りの意識を考慮したうえでお願いしたい。(回答不要)
- (委員) 今年度のくるめフォーラムについて。実行委員も高齢化しており難しい面があるのは理解している。しかし、参加者から全体的に少し寂しくなったとの声もいくつか聞いた。是非男女平等推進センターが主体となって、会場が盛り上がるよう何か考えていただきたい。 (回答不要)
- (委員)施設の利用状況について。企画室・調査研究室の利用状況、今年度は359人。昨年度実績だと5人。非常に隔たりがあるがこの差は何か。
- (事務局)企画室・調査研究室は男女平等推進センターの横にある施設であり一般供用していない。 主にセンター内での会議や来客対応等にのみ使っており統計などを正確に取っていなかった。しかし企画室・調査研究室の実績も正確に取っていた方がよいのではと、内部からも声が上がり、今年度から正確に取り出している。よって昨年度の実績と差が生じた。
- (委員) 部屋の記録を取るのは大事だと思うので、継続して記録するようお願いする。

議事(2)男女平等推進センター相談事業について

- (委員) 久留米市外在住の方が DV 被害を受け居住地で解決できなかった場合、久留米市に相談しても良いのか。
- (事務局) 市外在住者の相談も受け付けている。ただ行政からの在住者に向けての支援策が、久留米と違う場合があり、具体的な支援策まで手助けできない場合がある。
- (委員)具体的な支援策というと何か。
- (事務局) 生活保護の申請など、居住地でしかできない申請などはこちらから働きかけることができない。その場合はご自身にて手続きをしていただくしかない。ただその場合は、居住地の相談窓口に繋ぐ等、できるだけのことはしている。
- (委員) ここ5年間で精神的暴力の割合が増加したとあるが、これは被害者の方が様々な啓発等を通じて、精神的暴力被害を認識できるようになったとの理解でよいか。

(事務局) 良い。

- (委員)相談員の方の環境について。様々な研修等されているとのことだったが、会計年度任用制度が始まり、これまで1年更新を65歳まで続ければよかった制度から、3年毎に試験を受けないといけない制度に変わった。そういった不安定雇用が相談員の方の精神不安は非常に大きい。男女平等推進センター利用者連絡協議会からも要望を出しているが、雇用環境の改善、これを一番に考えて欲しい。相談者のためにもよろしくお願いしたい。(回答不要)
- (委員) DV の内訳について、身体的暴力の割合が減っているが件数自体は減っているのか。
- (事務局) 身体的暴力の件数は減っている。殴る蹴るなどが DV であるというのは世間一般的にも 浸透しており、件数減少につながっていると考えている。ただ身体的暴力は時に命に関る 重大な事案につながる場合も多く、件数が減少していても最大限注視していく必要があ る。また、相談の総数は増加しているが、これは潜在化していた相談事案が周知啓発等に よって相談につながったとも捉えており、一概に相談件数の増減を指標とはしていない。

- (委員) 男性のための電話相談事業について。これまでの実績を教えてほしい。
- (事務局) 令和3年度から開始しており、令和3年度が5件、4年度が1件、5年度が現時点で1件。 月1回2時間の限られた時間であり、なかなか相談に結びついていない。
- (委員) 非常に相談件数が少ないと思うが、一番の要因を何と捉えているか教えてほしい。
- (事務局) 広報、周知不足が前提にある。また限定的な相談時間も要因の一つだと捉えている。 今すぐしたい相談を数週間待たないとできないというもどかしさは非常に大きなハード ルだと考えている。ただ一番の要因は男性の中にあるジェンダー意識だと考えている。 男性は弱音を吐いてはいけない、人に相談してはいけないという男性特有の意識は大きな ハードルになっている。その意識解消を啓発していくのが何より重要。
- (委員)普段の生活でも、男性に対する世間からのジェンダー意識は強く感じる。子供のオムツ替え設備が女性トイレにしかないなどはその一例。非常に生きづらい部分もある。そんな中で、男性のための電話相談をどう進めていくのか。予定を教えてほしい。
- (事務局)まずはさらなる広報周知から。また案の一つに現状の飛び込み式ではなく完全予約制度を検討している。これは相談したい日に相談できずとも、予約はできることで心理的負担が減少するのではないかと考えている。併せて他の相談との連携を実施していく。相談件数も重要だが、相談場所があるということが何よりの意義だと考えている。ご意見を参考にさせていただく。
- (委員) 弁護士相談の同行支援とは男女平等センターが実施する法律相談に同行することを 指しているのか。
- (事務局) センター実施の法律相談ではなく、弁護士事務所への同行を意味する。まずセンター主催 の法律相談で無料相談をされた後、本格的に離婚調停等に向け動かれる際に事務所に同行 する。同行先では状況を説明したり等の支援を行う。
- (委員) その際の弁護士は相談者ご自身で探されるのか。

(事務局)はい。

- (委員) 男性のための相談について。世間一般的にもジェンダー意識が強いと意見があったように、資料の作り方ひとつにもジェンダー意識の差というのはでてくる。女性だけが、男性だけが、ではなく両方受け入れるような姿勢から男性相談につながるのではないかと考えている。検討願いたい。(回答不要)
- (委員)女性の総合相談の事例について様々な例を載せていただいているが、これとは別に 総数(2022年4185件)のうち何件が警察や弁護士に繋がり解決したというのがデータで わかればより強いメッセージ性になると思う。(回答不要)
- (委員)男女平等推進センターの相談事業以外に市民相談があると思うが、そちらに男性を対象に した相談はあるのか。
- (事務局) 広聴相談課で様々な相談を受け付けており、そこで男女問わず法律相談等を受け付けている。また家庭子ども相談課では男性の DV 被害についての相談を受けており、住民基本台帳の保護なども家庭子ども相談課で手続きできるようになっている。ただ、男性を対象にした一時避難場所はないのが現状。

その他

質疑なし。

【質疑修了】